

Ⅱ 上場株式等の配当等に対する課税

第1 上場株式等の配当等に係る配当所得の課税の特例の創設等

1 上場株式等の配当等に係る配当所得の申告分離課税制度の創設

居住者等が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、その上場株式等の配当等に係る配当所得の課税方法について、「総合課税」に代えて「申告分離課税」の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、その上場株式等の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分して、その年中のその上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下「上場株式等に係る配当所得の金額」といいます。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(所得控除を適用した後の上場株式等に係る配当所得の金額をいいます。)の15%の税率により所得税(住民税は5%)を課することとされました(措法8の4①)。

(1) 配当控除の不適用

申告分離課税を適用した上場株式等の配当等に係る配当所得については、配当控除(所法92①)は適用できません(措法8の4①)。

(2) 総合課税と申告分離課税の選択適用

上場株式等の配当等に係る配当所得を確定申告する場合には、その申告をする上場株式等の配当等に係る配当所得のすべてについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することになります(措法8の4②)。

※ 上場株式等の配当等に係る配当所得の申告不要の特例(措法8の5①)を適用し、上場株式等の配当等を申告しないことを選択することも可能です。

(3) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額の計算等

- ① 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額は、所得税法第24条第2項の規定に従って計算します。
- ② 所得税法上の控除対象配偶者、扶養親族、寡婦(夫)、勤労学生等の所得要件該当性の判定は、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額を含めて行います(措法8の4③一)。
- ③ 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を他の各種所得の金額と損益通算を行う場合において、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額は、総合課税の対象となる所得の計算上生じた損失の金額との損益通算を行うことができません(措法8の4③二)。

【上場株式等の配当等】

上場株式等の配当等とは、配当等(源泉分離課税とされている租税特別措置法第8条の2第1項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び同法第8条の3第1項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除きます。)のうち次に掲げるものをいいます(措法8の4①)。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等その他これに類するものの配当等で、内国法人から支払がされるその配当等の支払に係る基準日においてその内国法人の発行済株式(投資法

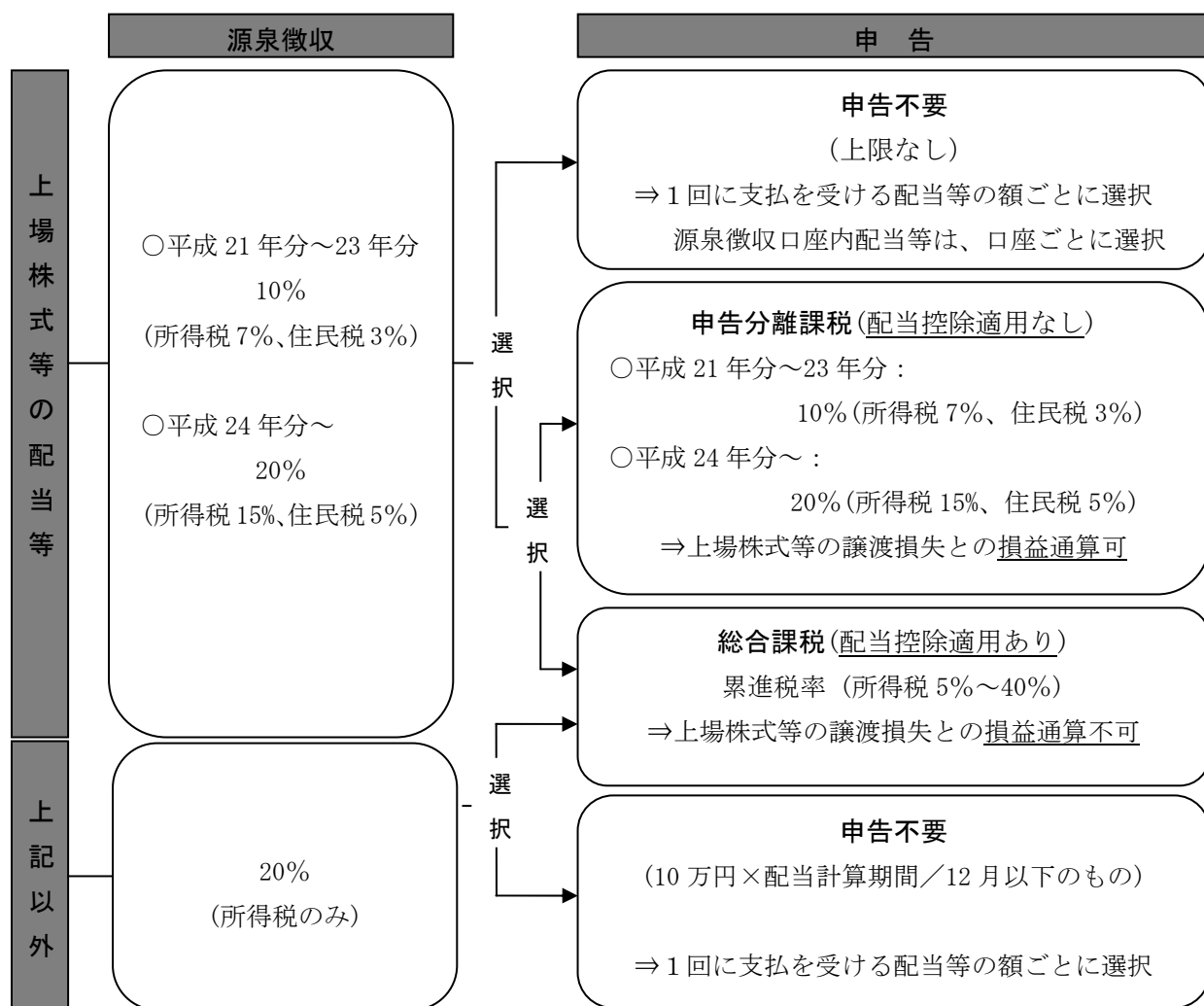
人にとっては、発行済みの投資口)又は出資の総数又は総額の100分の5以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者(いわゆる大口株主等)がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの

- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの(特定株式投資信託を除きます。)の収益の分配に係る配当等
- ③ 特定投資法人の投資口の配当等

2 平成21年から平成23年における税率の特例措置

居住者等が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、7%(住民税は3%)の税率が適用されます(平成21年改正後の平成20年改正法附則32①)。

○ 配当所得に対する課税



3 上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する場合に添付すべき書類

平成21年1月1日以後に上場株式等の配当等に係る配当所得を有する居住者等が所得税の確定申告書を提出する場合には、その確定申告書に次の書類を添付しなければならないこととされました(措令4の2⑤⑦、所法120③三、166、所令262③)。

- ① オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書又は配当等とみなされる金額の支払通知

書(上場株式等の配当等に係るものに限ります。)(所法 225②③ただし書)

② 上場株式配当等の支払通知書(措法 8 の 4 ④)

③ 特定口座年間取引報告書(措法 37 の 11 の 3 ⑦⑧ただし書)

※ これらの書類は、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれを選択するかにかかわらず、確定申告書に添付しなければなりません。

4 上場株式配当等の支払通知書の創設

(1) 上場株式配当等の支払通知書

平成 21 年 1 月 1 日以後に、居住者等に対して国内において上場株式配当等の支払をする者は、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日(無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日)から 1 月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならないこととされました(措法 8 の 4 ④、措規 4 の 4 ①、平成 20 年改正法附則 32④)。

【上場株式配当等】

上場株式配当等とは、上場株式等の配当等のうち、オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及びいわゆるみなし配当(所法 25①)以外のものをいいます(措法 8 の 4 ④)。

※ オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及びいわゆるみなし配当の支払をする者については、従来から、支払通知書の交付義務があります(所法 225②)。

(2) 上場株式配当等の支払通知書及びオープン型の証券投資信託の支払通知書の交付時期の特例

平成 21 年 1 月 1 日以後に、上場株式配当等の支払をする者又はオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払をする者は、上場株式配当等の支払通知書又はオープン型の証券投資信託の支払通知書を同一の者に対してその年中に支払った配当等の額の合計額で作成する場合には、その支払通知書をその支払の確定した日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、その支払を受ける者に交付することができることとされました(措法 8 の 4 ⑤、平成 20 年改正法附則 32⑤)。

なお、この交付時期の特例による支払通知書の交付は、その上場株式配当等又はオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払者ごとに選択しなければなりません(措規 4 の 4 ④)。

(3) 上場株式配当等の支払通知書等の電磁的方法による交付

平成 21 年 1 月 1 日以後に、上場株式配当等の支払をする者又はオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払をする者は、前記(1)又は(2)の支払通知書の交付に代えて、その上場株式配当等又はオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払を受ける者の承諾を得て、その支払通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました(措法 8 の 4 ⑥本文、平成 20 年改正法附則 32⑤)。

なお、その上場株式配当等又はオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払を受ける者の請求があるときは、支払通知書をその支払を受ける者に交付しなければなりません(措法 8 の 4 ⑥ただし書、措規 4 の 4 ③)。

第2 確定申告を要しない配当所得の改正

1 配当所得の申告不要の特例の適用単位の明確化等

- ① 上場株式等の配当等については、配当所得の申告不要の特例の適用に当たってはその1回に支払を受ける金額の上限はなく、その金額の多寡にかかわらずこの申告不要の特例を適用できますが、この適用単位について、1回に支払を受けるべき配当等の額ごとにできることが明確化されました(措法8の5④)。
- ② 源泉徴収選択口座内配当等について、この申告不要の特例を適用する場合には、上記①にかかわらず、その源泉徴収選択口座においてその年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額ごとにこの特例を適用することとされました(措法37の11の6⑨(IV損益通算の特例の第1の3(2)「配当所得の申告不要の特例の適用についての特則」参照))。
- ③ 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度及び上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算制度が創設されたことに伴い、これらの適用を受けるために確定申告書を提出する場合にもこの申告不要の特例を適用することができることとされました(措法8の5①)。

○ 上場株式等の配当等に係る配当所得の申告不要の特例の適用例

支払確定日	支払者	支払金額	申告不要の適用
22年3月10日	A社	200,000円	適用
22年3月10日	B社	30,000円	適用しない
22年4月10日 (※交付を受けた日)	C社 (甲証券会社の源泉徴収選択口座で受取)	50,000円	適用 (※口座ごと選択)
22年6月10日	D社(甲種類株)	60,000円	適用しない
22年6月10日	D社(乙種類株)	70,000円	
22年9月10日	B社	30,000円	適用
22年12月10日 (※交付を受けた日)	E社 (甲証券会社の源泉徴収選択口座で受取)	50,000円	適用 (※口座ごと選択)
22年12月15日 (※交付を受けた日)	F社 (乙証券会社の源泉徴収選択口座で受取)	30,000円	適用しない (※口座ごと選択)

2 配当等の受領者の告知の不要限度額及び支払調書の提出に係る不要限度額の撤廃

居住者等が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、配当等の受領者の告知(所法224①～③)並びに配当等の支払調書(所法225①、所規83②一～三)及び名義人受領の配当所得の調書(所法228①、所規97②)の提出が不要となる限度額が撤廃され、すべての上場株式等の配当等について受領者の告知及びこれらの調書の提出を要することとされました(措令4の3②二、措規4の5、平成20年改正措令附則7)。

第3 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の改正

1 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等に対する軽減税率の廃止

個人(大口株主等を除きます。)又は法人が、平成15年4月1日から平成21年3月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率は、15%(居住者は、他に住民税5%)の税率に代えて、7%(居住者は、他に住民税3%)の軽減税率とすることがとされていましたが、この軽減税率は、平成20年12月31日をもって廃止され、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、原則として15%(居住者は、他に住民税5%)の税率を適用することとされました(措法9の3、平成20年改正法附則33①)。

2 平成21年から平成23年に支払を受ける上場株式等の配当等に対する特例措置

個人(大口株主等を除きます。)又は法人が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、7%(居住者は、他に住民税3%)の税率を適用することとされました(平成20年改正法附則33②③、平成21年改正後の平成20年改正法附則33②)。

○ 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率

		～ 平成20年12月31日	平成21年1月1日～ 平成23年12月31日	平成24年1月1日 ～
個人 (※)	居住者	10% (所得税7%、住民税3%)		20% (所得税15%、住民税5%)
	国内に恒久的施設 を有する非居住者	7% (所得税のみ)		15% (所得税のみ)
	上以外の非居住者			
内国法人・外国法人				

※ 大口株主等である個人が支払を受ける上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率は、上記のいずれの期間も20%(所得税のみ)となります。

第4 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の創設

1 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例

平成 22 年 1 月 1 日以後に個人又は内国法人(公共法人等を除きます。)若しくは外国法人に対して支払われる上場株式等の配当等の国内における支払の取扱者は、その個人又は内国法人若しくは外国法人にその上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に 20%の税率を適用して所得税の額を源泉徴収をし、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならないこととされました(措法 9 の 3 の 2 ①)。

なお、特例措置として、平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に個人(大口株主等を除きます。)又は法人に対して支払うべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、7% (居住者は、他に住民税 3%)の税率を適用することとされました(平成 20 年改正法附則 33②③、平成 21 年改正後の平成 20 年改正法附則 33②)。

ただし、大口株主等である個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等には、上記の期間も原則の 20%(所得税のみ)の税率が適用されます。

※ この特例により上場株式等の配当等の源泉徴収義務者となる「支払の取扱者」は、上場株式等の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理(業務として又は業務に関連して国内においてするものに限ります。)をする者で社債、株式等の振替に関する法律に規定する口座管理機関(具体的には、証券会社や銀行等がこれに該当します。)とされています(措令 4 の 6 の 2 ②、措規 5 ①)。

2 上場株式等の配当等に係る支払調書の提出義務等の特例

平成 22 年 1 月 1 日以後に上場株式等の配当等につき国内における支払の取扱者を通じてその支払を行う場合には、この上場株式配当等の支払通知書の交付及び支払調書の税務署への提出については、その上場株式等の配当等の支払者に代わり、支払の取扱者がこれを行わなければならないこととされました(措法 9 の 3 の 2 ⑤、措令 4 の 6 の 2 ⑨各号)。

この場合、その上場株式等の配当等の支払者は、上場株式等の配当等につき支払通知書の交付及び支払調書の税務署への提出を行うことは不要とされました(措令 4 の 6 の 2 ⑩)。

なお、支払の取扱者が、上場株式等の配当等に係る支払調書を作成する場合には、当該配当等の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載することとされました(所規別表 5 (3)ほか)。